# 確定給付企業年金

# 老齢給付金裁定請求書

大阪府電設工業企業年金基金 御中

						4	·成	牛	月	口	提出			
(フリガナ) ①受給権者氏名		 ② 印 鑑	(FI)	③ 性 別	男女	④生年月	日	昭和平成	年	月	目			
⑤加入者番号			⑥加入者	資格	喪失日	平成		年	月	日				
(フリガナ)	郵便番号(	<u>-</u>	)											
⑦受給権者住所				電話	番号(	-	_		_		)			
⑧支払い機関の指定	銀行 ・ 信組 信金 ・ 農協 <sup>支店</sup>							通 合) 	· 当座	• 7	の他			
							口座	番号						
⑨年金にかえて選択 一時金を希望され	1. はい → 選択一時金の割合→ A. 100% B. 50%													
ますか	2. いいえ													
⑩年金支給期間	A. 5年 ※上記⑨でー		·			C. 15年 D. 20年 0%と選ばれた場合は記入不要								
(®で一時金を希望された 場合はご記入下さい) <b>①退職金を受けられ</b>	1. はい → どこから受けられましたか → 1. はい → どこから受けられましたか → 2. 確定給付企業年金の一時金・選択-3. その他 (										一時金			
ましたか	2. いいえ													
⑫添付書類	1. 生年月日に関する市区町村長の証明書または戸籍抄本(住民票で可) 【選択一時金が退職所得となる方は次の2~4も必要】 2. 退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書 3. 退職金の支払いを受けたことがある場合、その退職所得の源泉徴収票(写し) 4. マイナンバー通知カード又は個人番号カード(写し) ※原本は添付しないで下さい													

(注) 年金の受給開始後、年金のうち一部を選択一時金として受給される場合は、事業所(会社)を退職していても 一時(雑)所得となります。

受付日付印

 年
 月
 日

 税務署長

 市町村長 殿

#### 選職所得の受給に関する申告書 年分 退職所得の受給に関する申告書



_														
退職手	所在地 (住所)	〒540-8607 大阪市中央区備後町2丁目2番1号	あ	現	住	所	₹							
	(14/71)		_ な	氏		Þ								(FI)
当	名 称	確定給付企業年金		1		名								(FI)
当の支払者の	(氏名)	事務代行 株式会社りそな銀行 年金業務部	, た	個	人番	5 号		-			-	-	-	
至	进工委员	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。	0						 	 	-:-	 _:_	-:-	-1
<b>1</b> の	法人番号 (個人番号)	6 1 2 0 0 0 1 0 7 6 3 9	3	1 7	)年 1 L在の									

名	法人番号 ※提出を受けた退職手当の支払者	が記載してくださ	21,70			0	- 1				1 1
者の	(個人番号) 6 1 2 0 0 0	1 0	7 6	3 9	: 2	その年1月1					
	(個八佾写) 〇 1 2 0 0 0	) 1 0	1 0	3 3	J	日現在の住所					
	このA欄には、全ての人が、記	出し アノギン	<1 × (++	+ × ÷	た/~ \E	陸手火笠の土北を乗けたこ	L 45 +> 1 \ 1 =	A 1-1+	$T \Phi$	NIT	の夕棚
ı	には記載する必要がありません。)	以してくだる	5 1,0 ( <b>യ</b> ഏ	こだが、月	IJ (C JE	1、職于自寺の文仏を受りたこと	こかない冷	一合には、	. 100	5以下	の合懶
ı	には記載する必要がありません。)	1				O de first - De gran - 1					年
ı	② 旧聯手业统の土村よぶはフェ1					③ この申告書の提出先から	自	年	月	日	4-
Α	① 退職手当等の支払を受けること となった年月日		年	月	月 日	受ける退職手当等について   の勤続期間	至	h-	ы	п	
Α	となった平月日							年	月	日	
ı						うち   有	自	年	_月		年
ı	②   一般		生活	+	fur	特定役員等勤続期間無	_ <u>\$</u>	年	月	H	
ı	退職の区分等   達害		扶助	有・	無	うち	自	年	_ <u>J</u>	-	年
	14-11	,	17(19)			重複勤続期間 無	至	年	月	日	
	あなたが本年中に他にも退職	三出筌の古	おを受け	ケニレカ	ぶある	場合には このB欄に記載して	てください。				
	めなたが年午午に他にも返職:	コサツス	. TA C X ()	/c C C //	a) a				П		年
	④ 本年中に支払を受けた他の	自	年	月	H	5 × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	自	年	月	日	4-
В	退職手当等についての勤続期	' '				③と④の通算勤続期間	至	年	月	日	
	間	至	年	月	日	うち   有	自	年	月日	日日	年
	> b d+ -5-/1. D 66-#1 64-#11 BB	自	年 月	В	年	特定役員等勤続期間無	至 自	年年	<u>月</u> 月	日日	年
	うち特定役員等勤続期間		年 月	Ħ	4-	195   196   197   1	至	年	月月	E E	4-
$\vdash$	あなたが本年中に他にも退職員	.			ミナフ				/3	н	
	めなだが平平中に他にも返職。	コテのス	、松を支り	150011	·a) a	場合には、こりDMMに記載して					for the
	④ 本年中に支払を受けた他の	自	年	月	Н	(5)	自	年	月	日	年
В	退職手当等についての勤続期			/•		③と④の通算勤続期間	至	年	月	H	
ויין	間	至	年	月	Н	うち   有	自	年	月	日	年
			<u> </u>			特定役員等勤続期間 無	至	年	月	H	Ave.
	うち特定役員等勤続期間	1	年 月 年 月	日日	年		自至	年年	月 月	日日	年
	1										
	あなたが前年以前4年内(その年						の支払を受	とける場合	合には、	14年月	勺) に退
	職手当等の支払を受けたことがある	場合には、	このC欄に	記載して	てくだ	ž <i>v</i> .°					
	⑥ 前年以前4年内(その年に確定					⑦ ③又は⑤の勤続期間のう	自	年	月	В	年
C	拠出年金法に基づく老齢給付金と		年	月	日	ち、⑥の勤続期間と重複して					
	して支給される一時金の支払を受					いる期間	至	年	月	日	
	ける場合には、14年内)の退職手	至	年	月	日	① うち特定役員等勤続 有	自	年	月	日	年
	当等についての勤続期間					期間との重複勤続期間 無	至	年	月	日	
	A又はBの退職手当等について	の勤締期	間のうたり	こ、前 <i>に</i>	专 払	を受けた退職手当等について	の勤績期	間の全	部マル	部	が通貨
	されている場合には、その通算さ	れた勤続其	月間等につ	いて、こ	このD	欄に記載してください。	. V / 3/1/19L /V	11的47王	11P / 10	, Hb	// XE 9F
	® Aの退職手当等について				年						年
	の勤続期間(③)に通算され	自	年 月	H	·	○ 3人は3の知が知問の)	自	年	月	日	·
	た前の退職手当等について	至	年 月	目		ち、®又は⑨の勤続期間だけ からなる部分の期間	至	年	月	Н	
	の勤続期間				-						
D	うち 特定役員等勤続期間 無		年 月 年 月	日日	年	回 うち 転立処具筮勘禁期間 何	自至	年年	月 月	日日	年
	特定役員等勤続期間 無 9 Bの退職手当等について	1 -	平 月	H	年	特定役員等勤続期間 無	土	4-	Л	П	年
	の勤続期間(④)に通算され	自	年 月	日	-4-	~	自	年	月	目	-1-
	た前の退職手当等について		年 月	В		⑦と⑩の通算期間	至	年	月	В	
	の勤続期間										
	うち	1	年 月	H	年	(A) 35	自	年	月	日	年
	特定役員等勤続期間	至	年 月	H		②と回の通算期間	至	年	月	日	

		В又	はCの退職手当等	<b>∳がある場合には、こ</b>	のE欄にも記載	してください。				
		区 分	退職手当等の支 払を受けること となった年月日	収入金額(円)	源 泉 徴 収 税 額 (円)	特別徴 市町村民税 (円)	収税額 道府県民税 (円)	支 受 年 年	退職 の 区分	支 払 者 の 所 在 地 (住所)・名称(氏名)
E		一般	• •					• •	一般 障害	
-	B	一般	• •					• •	一般 障害	
		特定 役員	• •					• •	一般 障害	
		С	• •					• •	一般 障害	

- (注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
  - 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
  - 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに 特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

### 申告書の書き方

1 「①」欄には、退職年月日(会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するものは、その決議により支払を 受ける金額が具体的に定められた年月日)を記載します。

ただし、確定給付企業年金制度において、給付繰下げ中者が年金支給開始前に一時金の支払を受けるもので、退職時に 事業主(会社)などから退職手当等の支払がなかった場合は、繰下げ終了申出年月日を記載します。また、年金受給中者 が将来の年金の総額に代えて一時金の支払を受けるもので、退職時に事業主(会社)などから退職手当等の支払がなかっ た場合は、今回支払を受ける一時金の受給申出年月日を記載します。

- 2 「②」欄には、在職中に障害者となったことに直接基因して退職した人は、「障害」を○で囲み、( )内に障害の状態、身体障害者手帳等の交付年月日等を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。また、その年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。
- 3 「③」欄には、この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数(1年未満の端数は切上げ)を記載します。この場合、勤続期間は、原則としてその支払者のもとで引き続き勤務した期間(その支払者から前に退職手当等の支払を受けている場合には、前の退職手当等の計算の基礎となった(勤続)期間の末日以前の期間を除きます。)によります。ただし、次の期間がある場合には、その期間を加えた期間によります。
- (1) その支払者から受けた前の退職手当等の計算の基礎となった (勤続) 期間で、今回の退職手当等の計算の基礎となる (勤続) 期間に通算された期間
- (2) 一時他に勤務していたなどのため、その支払者のもとでの勤務が中断した人の、その中断前に引き続き勤務した期間 (一時他に勤務することとなった際に、その支払者から退職手当等を受けなかった場合に限ります。)
- (3) 他に勤務していた期間(その支払者のもとで勤務しなかった期間に限ります。)で、今回の退職手当等の計算の基礎となる期間に通算された期間

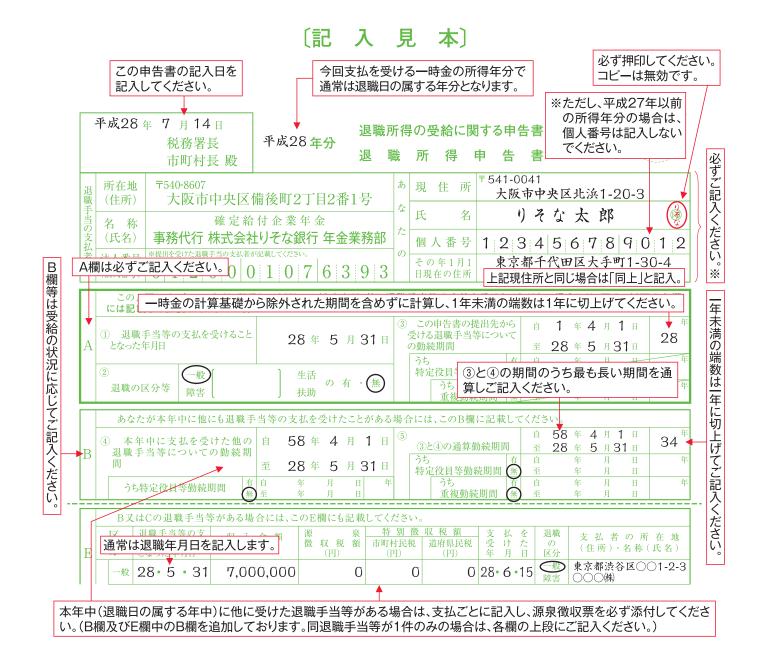
また、「③」欄の内書については、確定給付企業年金制度からの支払は、特定役員退職手当等(※)に該当しないため、うち特定役員等勤続期間・うち重複勤続期間とも事前に斜線で抹消しています。

- ※1 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数(以下「役員等勤続年数」といいます。)が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。
  - 2 役員等とは次に掲げる人をいいます。
    - イ 法人税法第2条第15号に規定する役員
    - ロ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
    - ハ 国家公務員及び地方公務員
- 4 「④」欄には、本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を上記3の方法で計算して記載します。また、内書は、上記3の勤続期間のうち、特定役員退職手当等に係る勤続期間(以下「特定役員等勤続期間」といいます。)の有無、有の場合は、その勤続期間及びその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。
- 5 「⑤」欄には、「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。また、内書は、上記4「④」欄の内書に倣い記載します。さらに、内書として、この特定役員等勤続期間と一般退職手当等に係る勤続期間(以下「一般勤続期間」といいます。)の重複の有無、有の場合は、その重複期間及びその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。
- 6 「⑥」欄には、前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける 場合には、14年内)に支払を受けた退職手当等(以下「4年内の退職手当等」といいます。)がある場合に、その4年内の 退職手当等についての勤続期間を記載します。

ただし、4年内の退職手当等の収入金額がその退職手当等についての退職所得控除額に満たなかったときは、その4年 内の退職手当等の収入金額に応じ、その4年内の退職手当等についての勤続期間の初日から次表の算式によって計算した 数(小数点以下の端数切捨て)に相当する年数が経過する日までの期間を記載します。

4年内の退職手当等の収入金額	算 式
800万円以下の場合	その収入金額÷40万円
800万円を超える場合	(その収入金額-800万円)÷70万円+20

- 7 「⑦」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑥」欄の勤続期間と重複している期間を記載します。また、「④」欄には、この重複している期間のうち、「③」欄又は「⑤」欄の特定役員等勤続期間と重複する期間の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 8 「⑧」欄又は「⑨」欄には、「③」欄又は「④」欄の勤続期間のうち、その勤続期間に通算された、前の退職手当等についての勤続期間(上記3の(1)又は(3)の期間((3)の期間については、その「他」の勤務先から前に退職手当等の支払を受けている場合に限ります。))とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また、内書には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 9 「⑩」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑧」欄又は「⑨」欄の勤続期間だけからなる部分の期間とその 年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また、「⑪」欄には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間の有無、 有の場合は、その特定役員等勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 10 「⑪」欄には、「⑦」欄と「⑩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また、「②」欄には、「④」欄と「⑰」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。



## 以下の書式は、退職手当等の支払者様が適宜ご利用ください。

																			(切り取り線)
				平成	年	三分:	退職	所得	₽ Ø	原泉徤	数収票・特	寺別	徴』	<b>又票</b>					〈左記の源泉徴収票の書式について〉
	支払を受ける者			(役職名	)														源泉徴収票は、受給者様にご記入いただくれ 式ではございません。 受給者様が、本年中に他に受けられた退職 当等の源泉徴収票(特別徴収票)またはそ 写しをお持ちでない場合に、退職手当等の 払者様が適宜ご利用ください。(ご記入の際
		Z		分		支	払き	金 額	Į	源泉徵	数収税額	市	特可	別 村民	徴税		税 <b>%</b>		は、所得年の記入漏れにご注意ください。)
	所得税: 地方税: 第328条	法第201条 法第50条の 条の6第1項	第1項第 6第1項 第1号通	第1号並 頁第1号 頁用分	びに 及び		-	F	円		千円			Ŧ	H	,,,,	Ŧ		切 り
	所得税: 地方税: 第328系	法第201条 法第50条の その6第1項	第1項第 96第1項 第2号通	第2号並 頁第2号 頁用分	びに 及び														取
	所 得 税 税 法 第 の 6 第 2 :	法第201条 50条の6第 項適用分	等3項 第2項及	並びに び第32	地方 8条														り線
	退職	所得控	除額	勤	続	年		数	京	北 職	年 月	] [	H	退	職	年	月	日	
			万円	1				年		年	月		日		年		月	日	
	(摘要)																		
(受め																			
(受給者交付	支払者	住所() 又は所 氏名	在地																
用		民名 /	又は称								(電話	舌)							